資料4

市長会議等の懇談会の費用負担について
（令和4年度から適用）

（１）市長会議等の懇談会における費用負担について

令和３年１０月１日の臨時役員会において、市長会議等の懇談会費用における**「市長の飲食費については、原則、市長の私費で支払うこととする（ただし、各市の判断として市の公費で支払うことを妨げない）。市長及び各市における懇談会費用の負担に対する考え方に基づき、公費・私費の選択ができるようにする。なお、相当額を各市の市長会負担金から減額する」**とし、**市長会議等（定例市長会議、臨時市長会議、県・市新春懇談会、役員会（初会合時））の懇談会費用については会費制**とすることに決定した。

これに伴い、市長セミナー、副市長セミナー、幹事研修会後の飲食費、ブロック会議に対する運営費の負担においても同様の扱いとする。

また、来賓（知事、副知事等）及び副市長幹事合同会議における副市長・幹事の懇談会費用についても、市長同様に会費制とすることとする。

（注）会費制の対象となる懇談会等

定例市長会議（年２回春・秋）
臨時市長会議（通例　年１回秋）
県・市新春懇談会（県・市長会共催　年１回１月）
役員会（初会合時　年１回７月）
政党との意見交換会
市長セミナー
副市長セミナー
幹事研修会

（２）市長会議等の懇談会における随行者、運転手の食事の取り扱いについて

〇市長会の負担とせずに、一律に提供しないこととする

（３）上記のとおり対応することに伴い、ブロック会議に対する運営費の負担については、懇談会費用を負担金の対象から除外することとする。